

# ホテル又は旅館における バリアフリー化の促進について

(取りまとめ案)

令和元年8月

# ホテル又は旅館のさらなるバリアフリー化の考え方

## 1. 一般客室におけるバリアフリー化の促進

- 超高齢社会の進展等を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、バリアフリー法で義務付けられた車椅子利用者用客室の整備に加えて、一般客室について、高齢者や肢体不自由者、視覚障聴い者、聴覚障がい者、知的障がい者、妊産婦等一時的に移動の制限を受ける人々なども含め、より多くの人々が利用しやすいよう、バリアフリー化を義務付け（既設等は努力義務）。

## 2. 車椅子利用者用客室のさらなるバリアフリー化の促進

- 車椅子利用者用客室が車椅子利用者により円滑に利用しやすいように、客室出入口や便所及び浴室等出入口の戸について、引き戸を義務付け（既設等は努力義務）。

## 3. バリアフリー情報の公表の促進

- 高齢者や障がい者等が、事前にハード・ソフトのバリアフリー情報を確認し、施設を選択できるよう、ホテル又は旅館を新設する者にバリアフリー情報の公表を義務付けるとともに（既設等は努力義務）、府が一元的に情報提供する。

# 一般客室におけるバリアフリー化の促進の考え方

---

- ユニバーサルデザインの視点に立ち、高齢者や障がい者等を含め、より多くの人が利用しやすいよう、一般客室のバリアフリー化を促進する。
- 客室面積が広い一般客室では、車椅子使用者が利用しやすいスペース等の確保がされやすいことから、車椅子使用者を含めた高齢者や障がい者等に配慮した基準とする。【（仮）おおさかユニバーサルデザインルームⅡ】
- 客室面積が狭い一般客室では、車椅子使用者が利用しやすいスペース等の確保が物理的に困難であることから、高齢者や障がい者等に配慮した最低限の基準とする。【（仮）おおさかユニバーサルデザインルームⅠ】
- 段差等のない一般客室に情報伝達設備や備品の貸し出しを組み合わせることにより、視覚障がい者や聴覚障がい者にとって使いやすい客室の提供につなげる。  
→ 情報伝達設備や備品の貸し出し状況は、バリアフリー情報の公表制度で対応

# 大阪府福祉のまちづくり条例等における一般客室の規定整備

## 1. 対象

- 新築、増築、改築又は用途変更の部分の床面積の合計が**1,000m<sup>2</sup>**以上のホテル又は旅館（次のものを除く）の一般客室  
（上記以外のホテル又は旅館（既設を含む）は努力義務）
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業の用に供する施設
  - ・ 旅館業法において簡易宿所営業の施設に該当する施設

## 2. バリアフリー基準

### 〈一般客室までの経路基準〉

- 道等及び駐車場から客室までの経路に段を設けないこと。

## 〈一般客室の基準〉（和室部分は除く）

### （１）（仮）おおさかユニバーサルデザインルームⅠ

対象：1ベッド客室：18㎡未満、2ベッド以上客室：22㎡未満（義務）

基準：① 客室の出入口の幅：80cm以上

② 客室内に階段又は段を設けないこと（用途変更は努力規定）

ただし、次に掲げる場合は除く

- ・ 同一客室内において 複数の階がある場合
- ・ こう配 1 / 12を超えず、幅70cm以上の傾斜路を併設する場合
- ・ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差※1を設ける場合

③ 客室内の便所及び浴室等（浴室又はシャワー室）の出入口の幅：  
70cm以上

④ 客室出入口から1以上のベッド並びに1以上の便所及び浴室等までの経路の幅※2：80cm以上

（1ベッド客室：15㎡以上、2ベッド以上客室：19㎡以上に限る）

⑤ 便所及び浴室等には、手すり等が適切に配置されるよう努めること

## 【技術的運用】

### ※ 1（浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差）

- 防水上の観点から一般的に客室部分との間に**2cm**程度の段差が必要となることから、それを許容するものを基本とする。

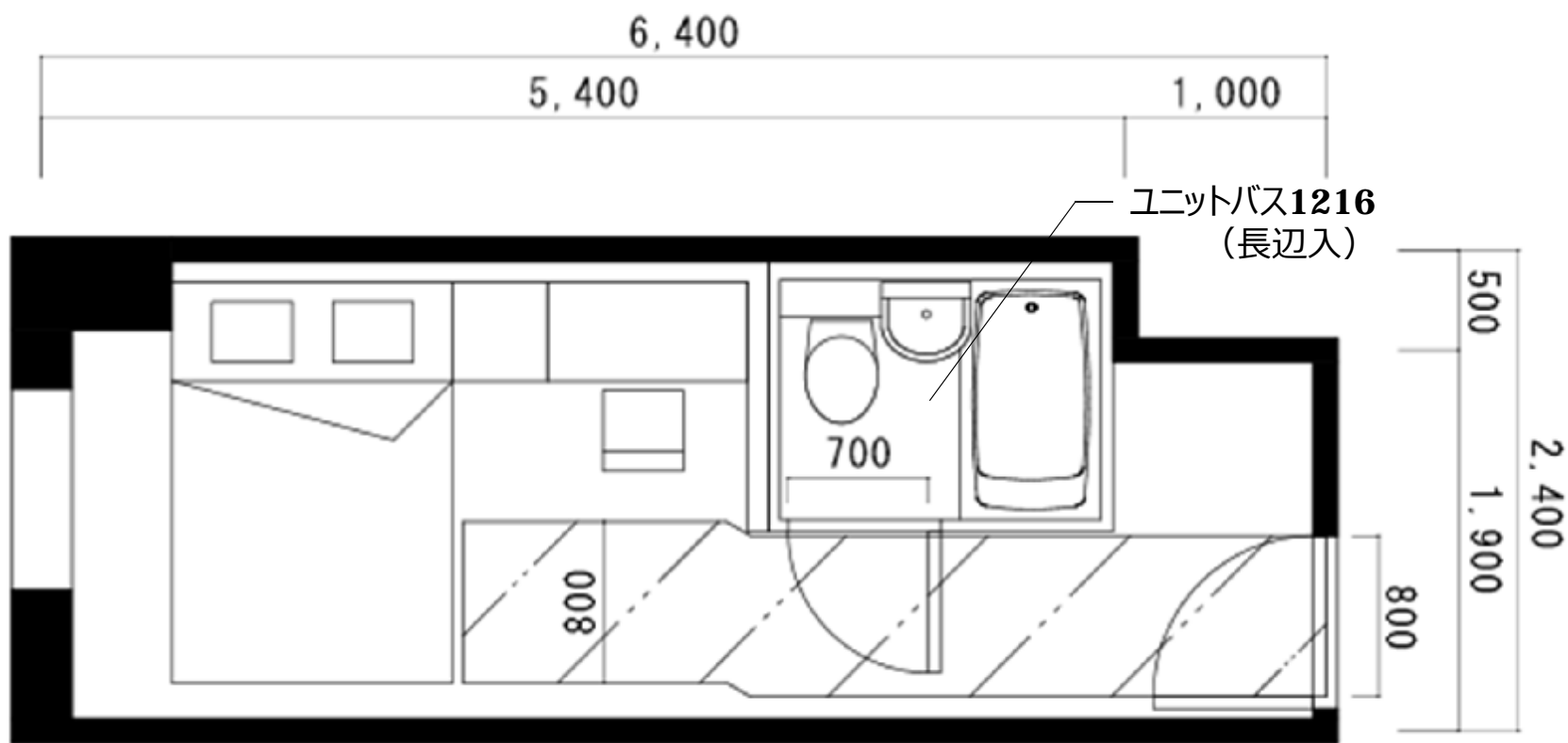
### ※ 2（客室出入口から1のベッド並びに1の便所及び浴室等までの経路の幅）

- 1以上のベッドまでの経路は、車椅子使用者がベッドに寄付けるように確保する。（ベッドの短辺側でも可とする）
- ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。

# (仮) おおさかユニバーサルデザインルーム I 客室面積15㎡の検証

## 【1ベッド客室】

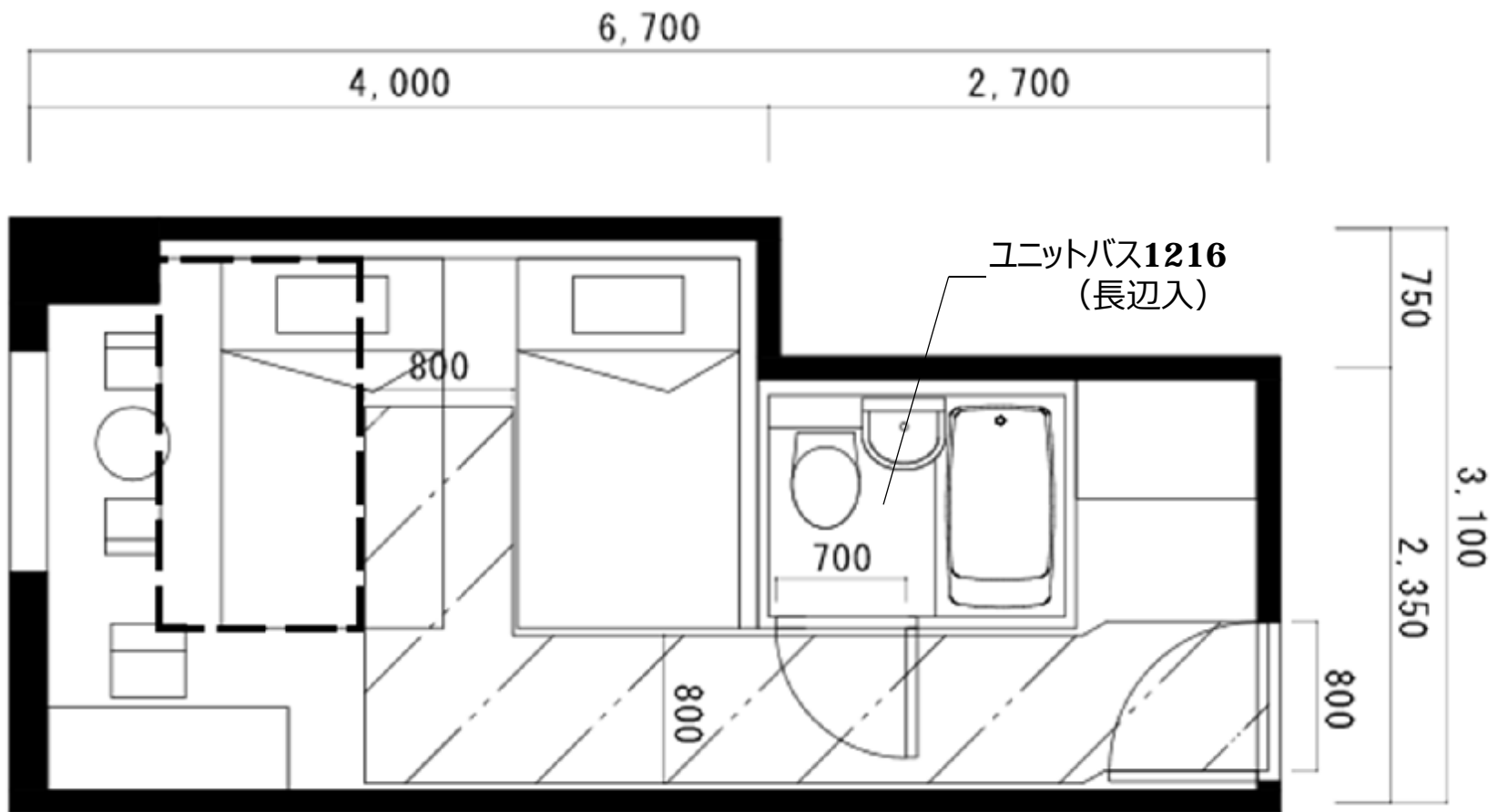
客室面積 14.8㎡



# (仮) おおさかユニバーサルデザインルーム I 客室面積19m<sup>2</sup>の検証

## 【2ベッド客室】

客室面積 18.7m<sup>2</sup>





## (2) (仮) おおさかユニバーサルデザインルームⅡ

対象： 1ベッド客室：18㎡以上、2ベッド以上客室：22㎡以上（義務）  
1ベッド客室：18㎡未満、2ベッド以上客室：22㎡未満（努力義務）

- 基準：
- ① 客室の出入口の幅：80cm以上
  - ② 客室内に階段又は段を設けないこと（用途変更は努力規定）  
（ただし書きは（1）と同様）
  - ③ 客室内の便所及び浴室等の出入口の幅：75cm以上
  - ④ 客室出入口から1以上のベッド側面並びに1以上の便所及び浴室等までの経路の幅※1：80cm以上 ただし、便所及び浴室等の出入口に至る経路が直角路となる場合は、当該出入口付近における経路の幅は100cm以上
  - ⑤ 車椅子使用者が便器、浴槽等（浴槽又はシャワー室の洗い場）及び洗面台に寄付けること※2
  - ⑥ 客室内に車椅子使用者が方向転換するための空間を1以上確保すること※3
  - ⑦ 便所及び浴室等には、手すり等が適切に配置されるよう努めること
  - ⑧ 客室、客室内の便所及び浴室等の出入口に設ける戸は引き戸とするよう努めること（自動的に開閉する構造の場合を除く）

## 【技術的運用】

### ※ 1 (客室出入口から1のベッド並びに1の便所及び浴室等までの経路の幅)

- 1以上のベッド側面までの経路は、車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッドの側面（長辺側）に確保する。
- ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。

### ※ 2 (車椅子使用者が便器、浴槽等及び洗面台に寄付けること)

- 便器、浴槽等及び洗面台の3点ユニットバスの場合、長辺入りでは**1418**以上、短辺入りでは**1620**以上とすることを基本とする。
- 便器、浴槽等、洗面台及び出入口を適切に配置し、便器、浴槽等及び洗面台に車椅子使用者が寄付けるようにする。
- 便所、浴室等又は洗面台が独立している場合は、それぞれの便器、浴槽等又は洗面台に車椅子使用者が寄付けるよう、出入口の配置や扉の形状、スペースの確保等を行う。

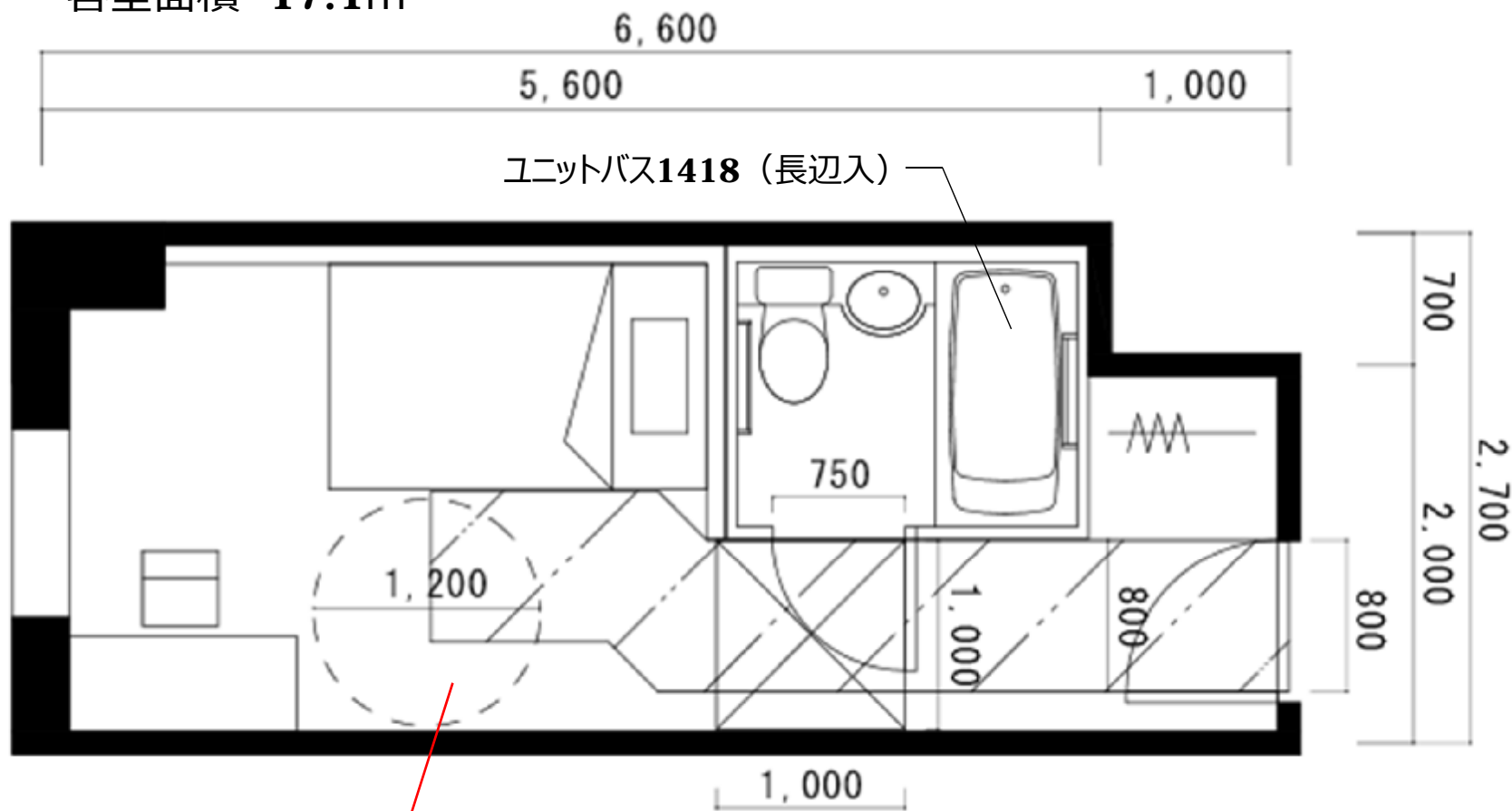
### ※ 3 (客室内に車椅子使用者が方向転換するための空間を1以上確保すること)

- 直径**120cm**以上のスペースが確保されていることを基本とする。
- ベッドや家具の移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。
- 家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。

# (仮) おおさかユニバーサルデザインルームⅡ 客室面積18㎡の検証

## 【1ベッド客室】

客室面積 17.1㎡

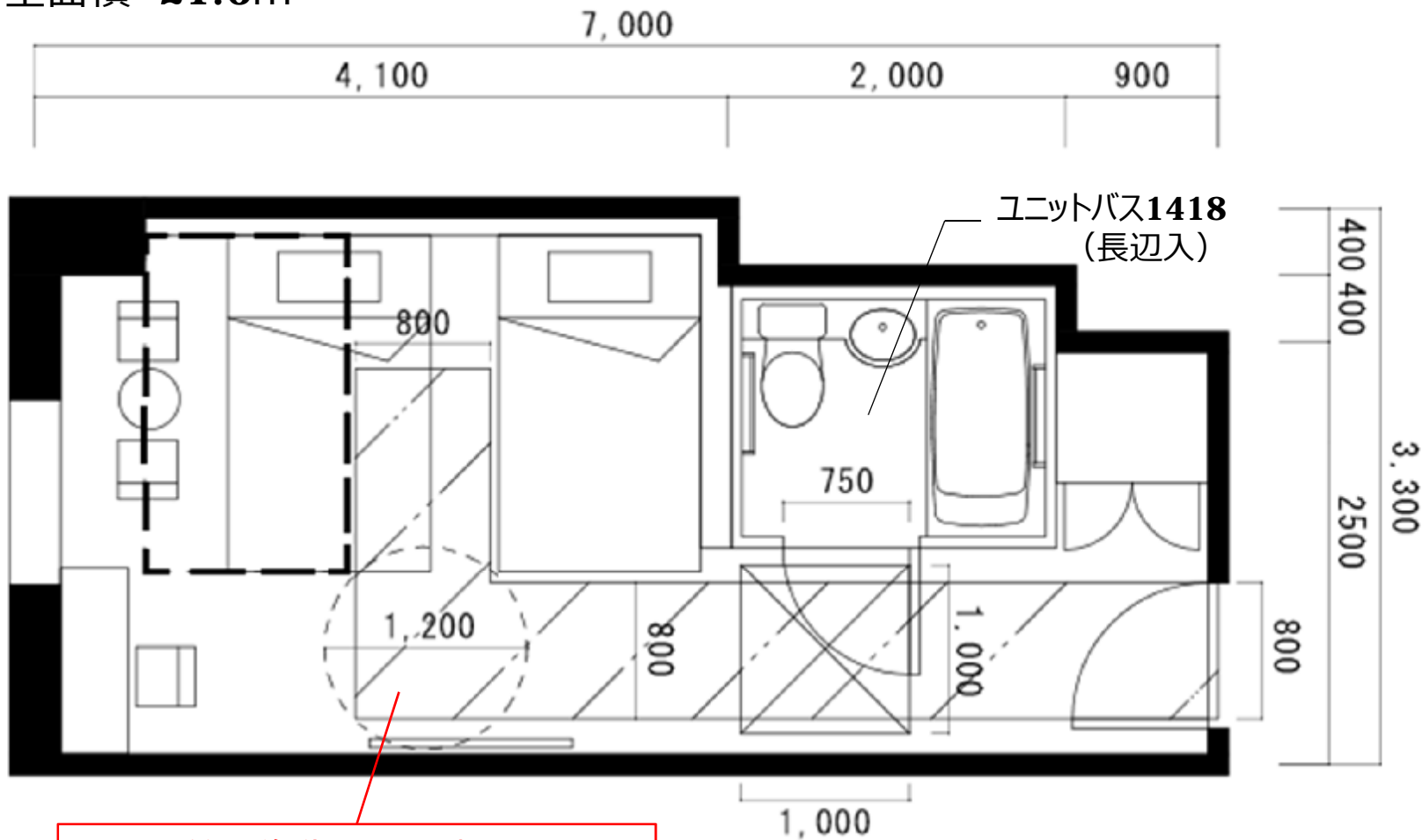


ベッド等を移動させて回転スペース及び通路幅を確保することも可とする

# (仮) おおさかユニバーサルデザインルームⅡ 客室面積22㎡の検証

## 【2ベッド客室】

客室面積 21.6㎡



ベッド等を移動させて回転スペース及び通路幅を確保することも可とする

# 大阪府福祉のまちづくり条例等における車椅子利用者用客室の規定整備

---

次の基準を大阪府福祉のまちづくり条例に追加

## (1) 客室の出入口の戸

- 客室の出入口に設ける戸は引き戸とする  
(自動的に開閉する構造の場合を除く)

## (2) 客室内の便所及び浴室等の出入口の戸

- 客室内の便所及び浴室等の出入口に設ける戸は引き戸とする  
(自動的に開閉する構造の場合を除く)

# 大阪府福祉のまちづくり条例等におけるバリアフリー情報公表の規定整備

## 【新設のホテル又は旅館のバリアフリー情報の公表義務】 ※床面積1,000㎡以上の施設

- ・新設のホテル又は旅館を営む者（以下「営業者」という。）は、インターネットの利用その他の方法により、バリアフリー情報を公表しなければならない。

## 【既設等のホテル又は旅館のバリアフリー情報の公表努力義務】

- ・上記以外のホテル又は旅館の営業者は、インターネットの利用その他の方法により公表するよう、努めなければならない。

## 【バリアフリー情報公表計画書の届出】

- ・新設の営業者は、計画書を作成し、営業する前までに、知事に届け出なければならない。
- ・上記以外の営業者は、計画書を作成し、知事に届け出ることができる。

## 【バリアフリー情報公表計画書の公表】

- ・知事は、計画書の届出の概要を公表するものとする。

## 【報告の徴収】

- ・知事は、公表の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

## 【勧告】

- ・知事は、正当な理由なく届出をしないときや公表をしないとき等は、勧告することができる。

## 【勧告に従わない者の公表】

- ・知事は、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所、ホテル又は旅館の名称及び住所、並びに勧告の内容等を公表することができる。

# バリアフリー情報公表項目、表示・公表方法（案） →引き続き部会で議論

項目	内容	
公表項目	公表項目	特記事項
	① 駐車場の有無	有る場合の車椅子利用者用駐車施設の有無
	② 道等から主要な出入口までの段差の有無	有る場合のスロープの設置の有無、視覚障害者を誘導するための設備の有無
	③ 主要な出入口の戸の形式	自動ドア、開き戸（手動）、引き戸（手動）
	④ 案内所、案内板等の有無	当該設備等までの視覚障がい者を誘導するための設備の有無
	⑤ エレベーターの有無	有る場合の車椅子利用者対応、音声案内の有無
	⑥ 車椅子利用者用便所の有無	オストメイト設備の有無
	⑦ 車椅子利用者用客室の有無、客室数	間取り図の公表の有無
	⑧ おおさかUDルームⅡの有無、客室数	間取り図の公表の有無
	⑨ おおさかUDルームⅠの有無、客室数	間取り図の公表の有無
	⑩ 備品の貸出、設備の設置の有無	車椅子、シャワーチェアの貸出 据置き型スロープの貸出（便所又は浴室等） 非常時警報ランプ又は呼出し用パイプレーションの貸出 字幕対応テレビ・字幕表示ボタン付きリモコンの設置
	⑪ コミュニケーション手段の可否	FAX、Eメール等による対応 筆談や手話による対応 多言語による対応
⑫ 案内・介助の有無	客室までの誘導案内や移動時の介助 ルビ振りやイラストの入ったパンフレットや映像による利用案内 館内及び客室内への非常時の音声放送	
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピクトサイン（JIS Z 8210）を用いるなど、高齢者や障害者等に分かりやすい表示とする。（音声読み上げソフトにも対応できるよう、テキスト情報を併記する。）</li> <li>・対応ができていない項目についても、その旨を表示する。</li> </ul>	
公表方法	① インターネットの利用    ② パンフレット等への掲載    ③ その他、知事が適当と認める方法	

# ホテル又は旅館の規定整備の概要

床面積1,000㎡以上の新設のホテル又は旅館 (上記以外(既設を含む)は努力義務)	1. 一般客室(和室部分は除く)		2. 車椅子 使用者用客室	
	1ベッド客室	18㎡未満		18㎡以上
	2ベッド以上客室	22㎡未満		22㎡以上
<b>(1) (仮) おおさかユニバーサルデザインルームⅠ※</b> ①客室出入口の幅 <b>80cm</b> 以上 ②段差解消(約2cm以下) ③浴室等の戸の幅 <b>70cm</b> 以上 ④1ベッド、浴室等までの通路幅 <b>80cm</b> 以上 (1ベッド:15㎡以上、2ベッド以上:19㎡以上限定)	←————→		←————→	
<b>(2) (仮) おおさかユニバーサルデザインルームⅡ※</b> (1)①②+ ⑤浴室等の戸の幅 <b>75cm</b> 以上 ⑥1ベッド、浴室等までの通路幅 <b>80cm</b> 以上 (浴室等戸の前は <b>100cm</b> 以上) ⑦洗面台等への車椅子寄付き (長辺入りユニット <b>1418</b> 以上) (短辺入りユニット <b>1620</b> 以上) ⑧方向転換スペース直径 <b>120cm</b> 円	←- - - - -→ ←————→		←————→	
<b>(3) 客室及び浴室等の出入口の戸</b> ○引き戸	←- - - - -→		←————→	
<b>(4) バリアフリー情報の公表義務化</b> ○公表しない者への勧告、名称等の公表	←————→			

※ 便所及び浴室等の手すりの設置の努力義務は本図から除く。



# 万博開催時に車椅子使用者が利用できる客室数の推計と不足数

## 【万博開催時の1日当たりの宿泊を伴う車椅子使用者数の推計】

- ・ 入場者のうち宿泊を伴う入場者数の推計 ⇒ **364,000人/日** ※ ビッド・ドシエより
- うち車椅子使用者数の推計 ⇒ **1,674人/日** ※ 厚労省データ等により算出
- ・ **2024年度末時点**の宿泊者数の推計 ⇒ **164,178人/日** ※ 直近5年のトレンド
- うち車椅子使用者数の推計 ⇒ **755人/日** ※ 厚労省データ等により算出

---

万博開催時の車椅子使用者数の推計（合計） ⇒ **2,429人/日**

## 【現行基準で2024年度までに供給される車椅子使用者用客室数の推計】

- ・ **2007-2018年度**までの推計 ⇒ **221室** ※ 旅館業法許可データ等
- ・ **2019-2024年度**までの推計 ⇒ **516室** ※ 直近4年の平均が今後続くと推計

---

**2024年度時点**の車椅子使用者用客室数の推計（合計） ⇒ **737室**

**【車椅子用客室不足数の推計】**  $2,429 - 737 = 1,692$ 室 ①

【万博までの整備見込み（2021～2024）の一般客室数の推計】 ⇒ **25,156室**

※ 直近4年の平均が今後続くと推計

【万博までの「（仮）おおさかユニバーサルデザインルームⅡ」の客室数の推計】

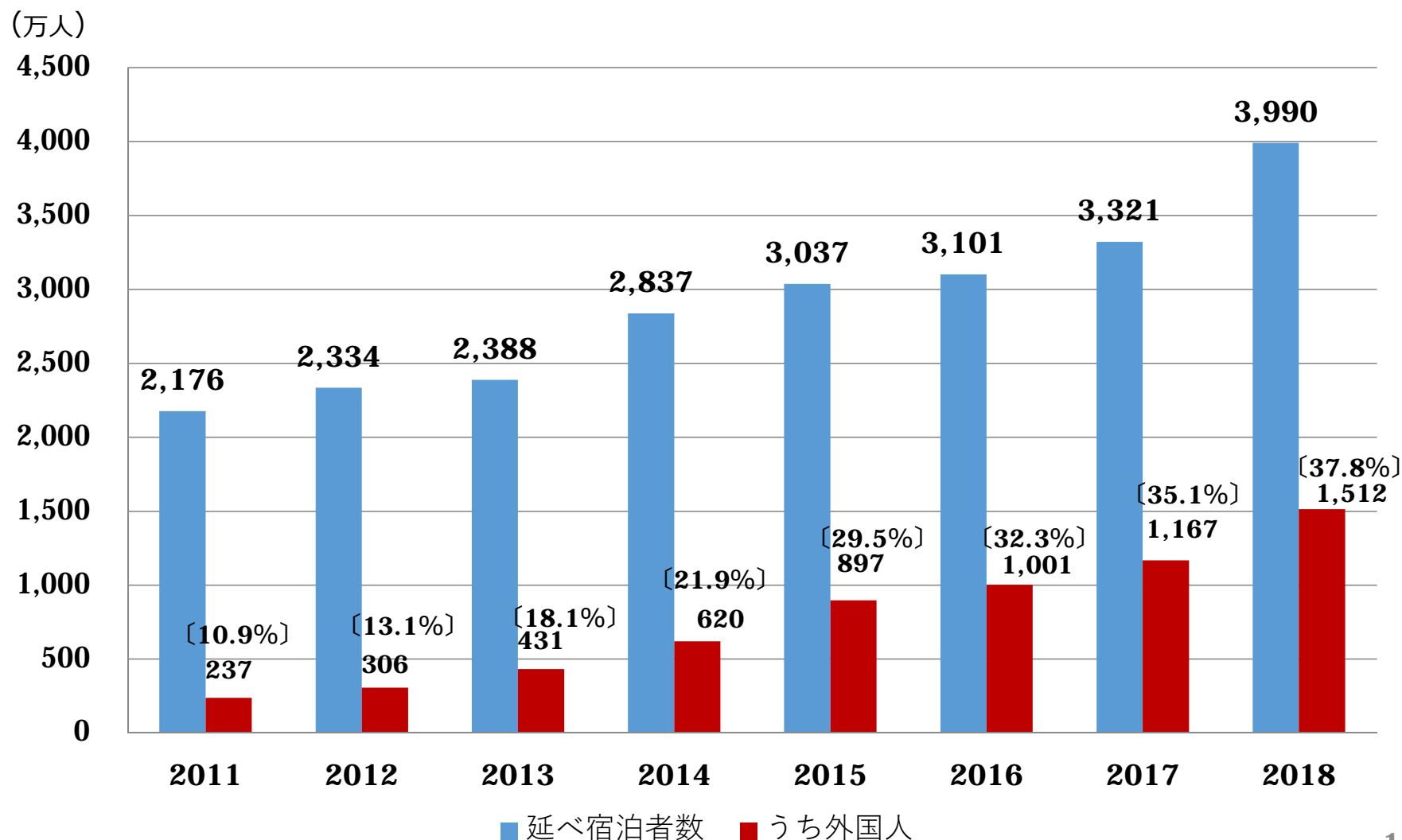
$25,156 \times 14.7\% = 3,697$ 室 ②

➡万博開催時の車椅子用客室不足数は、万博までに供給されるUDルームⅡでカバー可能

① < ②

# 大阪府内の延べ宿泊者数の推移

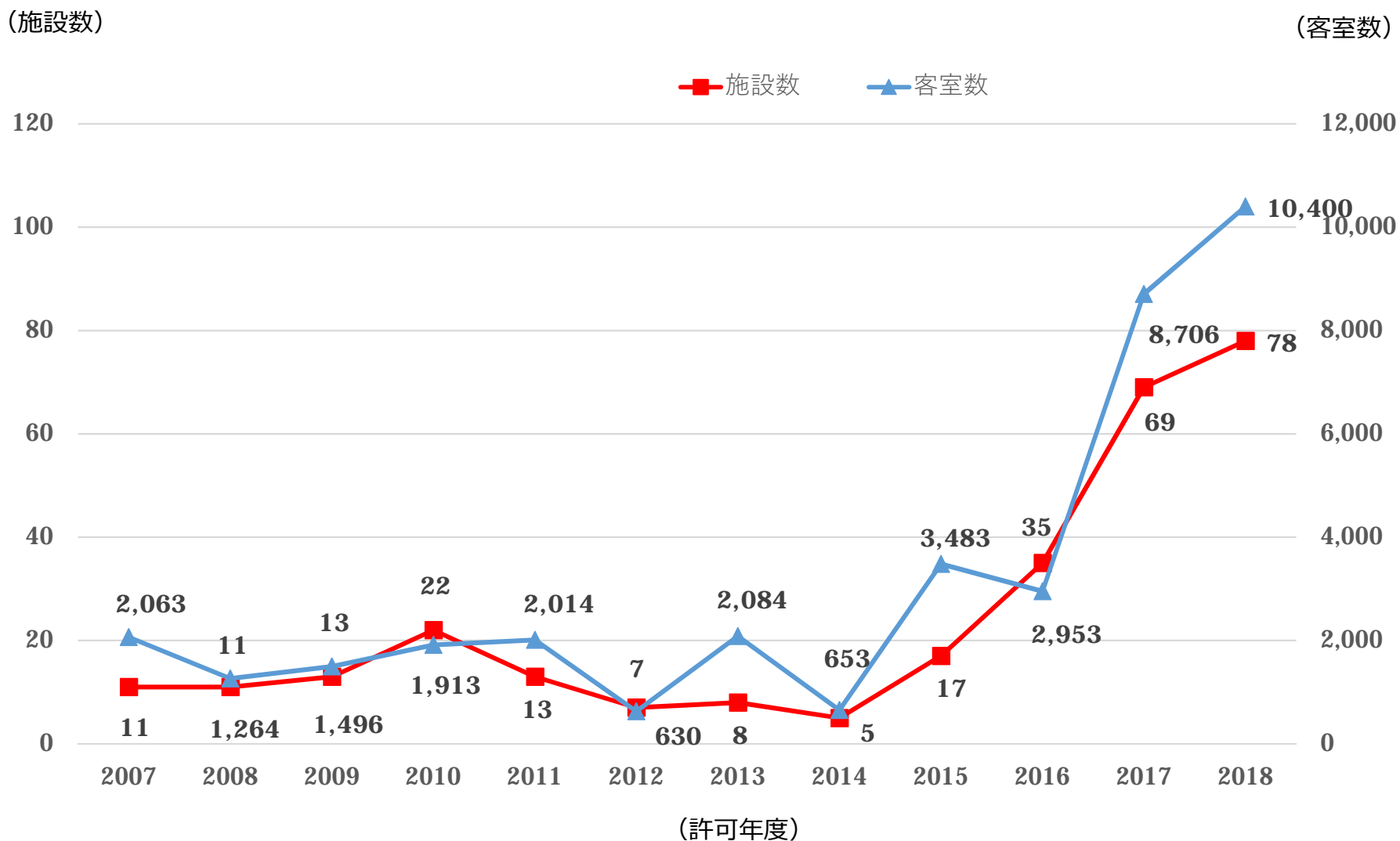
大阪府の延べ宿泊者数は増加。その原因は、外国人の宿泊者数の増加による。  
(日本人の宿泊者数はほぼ横ばい。)



資料：宿泊旅行統計（観光庁）

# ホテル・旅館の年度別供給施設数・客室数の推移（1,000㎡以上）

○ 2015年度から増加が始まり、2017年度から急激に許可等件数が増えている。



※大阪府内の2007年度～2018年度までに旅館業法の営業許可を受けた1000㎡以上のホテル・客室が対象

## ホテル等の面積別、タイプ別客室数の実績

		～11㎡	12～14㎡	15～17㎡	18～21㎡	22㎡～	合計
シングル	実数	1,843	3,359	718	183	135	6,238
	割合	29.5%	53.8%	11.5%	2.9%	2.2%	100.0%
ダブル	実数	811	1,519	1,673	556	189	4,748
	割合	17.1%	32.0%	35.2%	11.7%	4.0%	100.0%
ツイン	実数	0	1,193	2,119	3,040	1,740	8,092
	割合	0.0%	14.7%	26.2%	37.6%	21.5%	100.0%
合計	実数	2,654	6,071	4,510	3,779	2,064	19,078
	割合	13.9%	31.8%	23.6%	19.8%	10.8%	100.0%

※ 大阪府内における2015年度～2018年度末までに旅館業法の許可を受けた、延床面積1,000㎡以上の施設（25,542室）

のうち、ホテルHP及びびじらんにより客室タイプ別室数と面積が把握できた施設を大阪府で集計

※ U D IIが適用される1ベッド客室：18㎡以上、2ベッド客室：22㎡以上の範囲は赤の網掛け部分

$$(183 + 556 + 135 + 189 + 1,740) \div 19,078 \times 100 = 14.7\%$$

## 参考資料（論点別意見等（部会・ヒアリング等）の整理）

---

# (1) ホテル又は旅館のバリアフリー化について、どう考えるべきか

## ① ホテル又は旅館におけるバリアフリー化の必要性

- 大阪での万博開催を踏まえ、外国から障がいを持った方の参画も想定されることから、大阪のホテルの基準も改正すべき。〔当事者：部会〕
- 車椅子利用者用客室はホテルに1室しかない場合が多く、予約済の場合、一般客室では対応できない場合が多い。〔学識経験者：部会〕
- 法改正で車椅子利用者用客室の設置基準が改正されたが、一般客室を基準化してどこまで対応しないといけないのか検証も必要。〔当事者ヒア〕
- 車椅子利用者用客室の利用は年に数回しかなく、全ての一般客室にバリアフリーの基準を適用することは疑問。必要な一定割合の一般客室に基準を適用するのが現実的。〔ホテル事業者ヒア〕
- 国の法改正により、車椅子利用者用客室を複数設置する場合があり、経営が厳しくなる。東京都の一般客室の基準も階高を上げる必要があり、敷地や周辺道路の状況によりホテルを供給できない可能性大。〔ホテル事業者ヒア〕

## ② 一般客室のバリアフリー基準の基本的な考え方

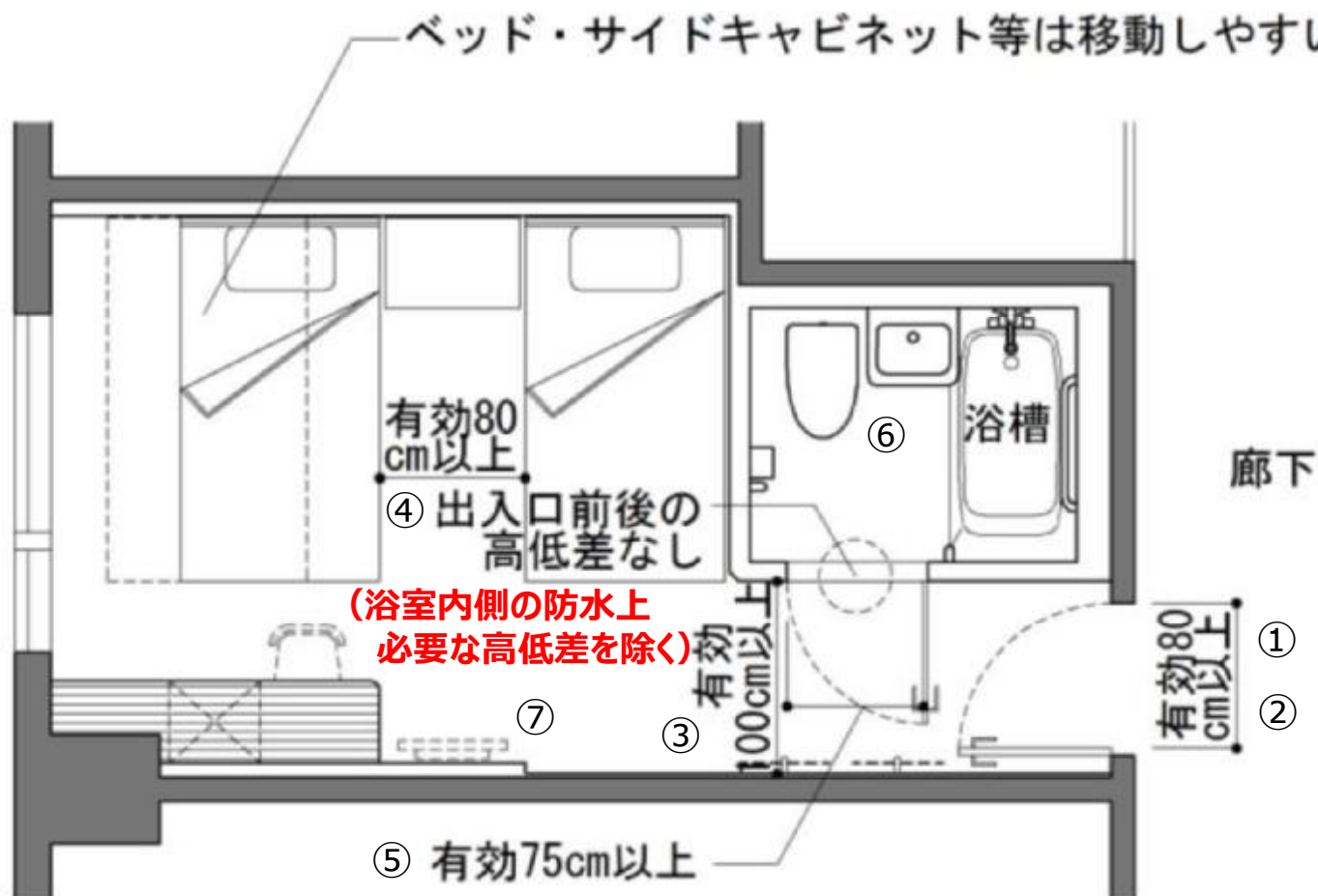
- 基準を規定しても、いざ使用してみると使えない場合もある。一人で安心して使えると思えるものにしないと、基準を規定する意味がない。〔当事者ヒア〕
- 基準を見た人が、前提条件や目的が正確にわかるように、基準の根拠が必要  
〔学識経験者：部会〕
- 車椅子使用者が**100%**満足するものを目指すとハードルが高くなる。〔学識経験者：部会〕
- 一般客室のため、多少不自由なのは前提の上ではないか。元気な車椅子の方も多く、扉幅も車椅子が入れば問題ないと考えている方もかなりいる。〔学識経験者：部会〕
- 車椅子使用者のみならず、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた検討も必要  
〔学識経験者：部会〕
- 見直し規定を入れてほしい。5年、**10年**、**15年**というスパンで基準ができると考えている。  
〔当事者：部会〕
- ユニバーサルデザインの視点に立って、ホテルのバリアフリー化を促進することに総論として賛成。  
新築であれば、一般客室のバリアフリー化は対応可能。〔ホテル事業者ヒア〕

### ③ 一般客室のバリアフリー基準における留意事項

- 技術的課題が解決してもコストが高くなれば、性能が担保される商品の標準化・工業化がされるような状況を作らないと、一般客室全てをバリアフリー化できない。〔学識経験者：部会〕
- **Tokyo2020** アクセシビリティ・ガイドラインを参考にしてほしい。〔当事者ヒア〕
- 外国人への対応として、シャワールームの設置も増えてきている。現状のユニットでは、扉**70cm**以上の製品はない状況。〔メーカーヒア〕
- 1ベッドの客室面積**18㎡**だとやや広く、実際**15㎡**ぐらいでも使いやすいと実感している。UDルームⅡの基準を全て満たすのは難しいが、浴室扉**75cm**とベッドまでの通路幅**80cm**は対応可能ではないか。〔当事者：部会〕
- 面積**22㎡**の客室内に方向転換スペース直径**120cm**の円を確保することは厳しい。〔ホテル事業者ヒア〕
- 引き戸は遮音性とコスト増加に問題がある。さらに、防火戸とした場合、重くなると開閉に問題が生じる。〔ホテル事業者ヒア〕



## (2) ホテル又は旅館のバリアフリー基準を具体的にどのように規定するか



資料：ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）（案）

## ① 客室出入口の幅

- Ø 東京都をはじめ、**Tokyo2020** アクセシビリティ・ガイドライン、国の建築設計標準のいずれも、客室出入口の幅を**800mm**以上。
- Ø すでに多くのホテルで**800mm**以上は確保できている。〔設計事務所等ヒア〕

## ② 扉の引き戸化

- Ø 東京都は規定なし。
- Ø 車椅子利用者にとっては、出入口のドアは開き戸ではなく、引き戸にすべき。  
〔当事者：部会〕
- Ø 通常ビジネスホテルの場合、間口は**2,500～3,000mm**が一般的であるが、引き戸を採用した場合、パイプスペースとの関係で対応が困難。ホテルの場合遮音性は重要だが、引き戸の場合、遮音性能が落ちる。〔設計事務所等ヒア〕
- Ø 車椅子利用者用客室の場合は、扉の引き戸化が基準化されても、コストを含め対応は可能だと考える。〔ホテル事業者ヒア〕

### ③ 通路幅の確保

#### (便所又は浴室等（ユニット含む）への出入り、ベッドへの移乗の確保)

- 東京都は、経路幅**700mm**で案を作成していたが、パブコメを踏まえ、  
「出入口の幅を**800mm**確保する基準があれば、経路幅を規定しなくても一定程度の空間確保がなされると考えられることから、経路幅について、条文には規定しない。」ことにした。
- バジェット系ホテルでは、通路幅の確保は間口の拡大を伴い、事業性に影響する。  
〔東京都パブコメ、設計事務所等ヒア、ホテル事業者ヒア〕
- ユニットへの出入りに、コンパクト型手動車椅子では**750mm**、電動車椅子等は**1000mm**の通路幅が必要。〔検証〕
- ベッドへの寄付きは、斜めにアプローチする場合があります、**800mm**必要。〔検証・コンパクト型〕
- 車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッド側面のスペースの有効幅員は、**80cm**以上とする。〔国 建築設計標準〕

#### ④ 通路と便所又は浴室等（ユニット含む）との段差の解消

- Ø 東京都は、「防水上必要な最低限の高低差」と規定。（数値記載なし）
- Ø 高低差**25mm**では、全ての車椅子で入ることはできるが、一部の車椅子では前輪が引っ掛かり出ることができない。〔検証〕
- Ø バジェット系ホテルは、段差の解消は階高の変更を伴い、事業性に影響するとの見解。〔設計事務所等ヒア、ホテル事業者ヒア〕

#### ⑤ 便所又は浴室等（ユニット含む）の扉幅の確保

- Ø 東京都は、**700mm**を義務化、**750mm**を努力義務化。
- Ø **726mm**であれば、どの車椅子でも、ほぼ対応が可能。〔検証〕
- Ø 一部のメーカーでは、**1216**以上のユニットで**750mm**の扉を開発中。〔メーカーヒア〕  
→ 短辺入りの場合は、手すりや操作盤、ペーパーホルダーなどの設置が困難なため物理的に不可な場合もある。

## ⑥ 浴槽、洗面台、便器への寄付き確保

Ø 東京都は規定なし。**Tokyo2020**アクセシビリティ・ガイドラインでは、便座のみ規定。

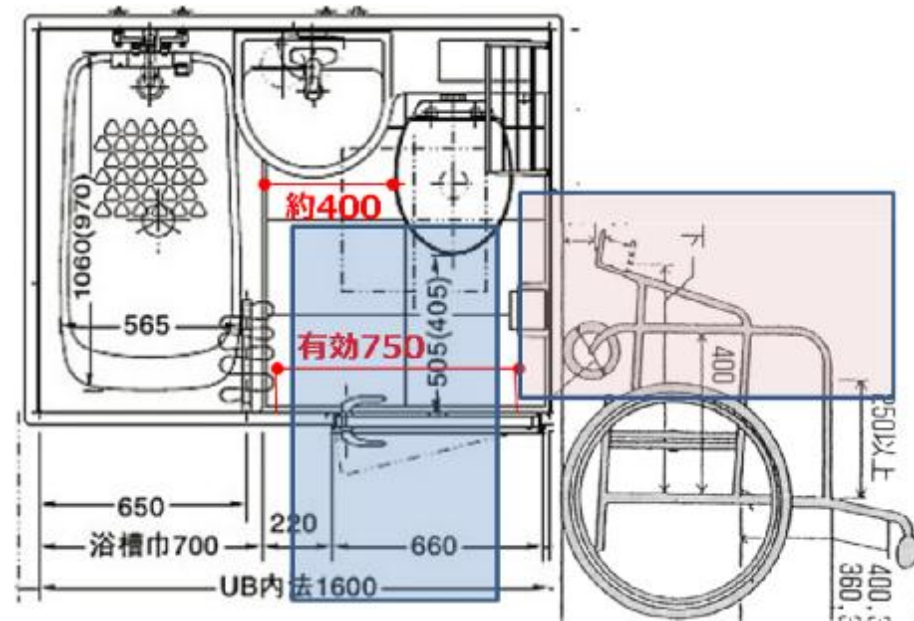
Ø **1418**のユニットは、長辺入りであれば、ほぼ、どの車椅子でも洗面台への寄付きが可能。

〔検証〕

→ **1216**以下のユニットでは、寄付きは困難。〔下図〕

**1418**の短辺入りは、コンパクト型以外の車椅子は寄付き困難（**1620**以上必要）

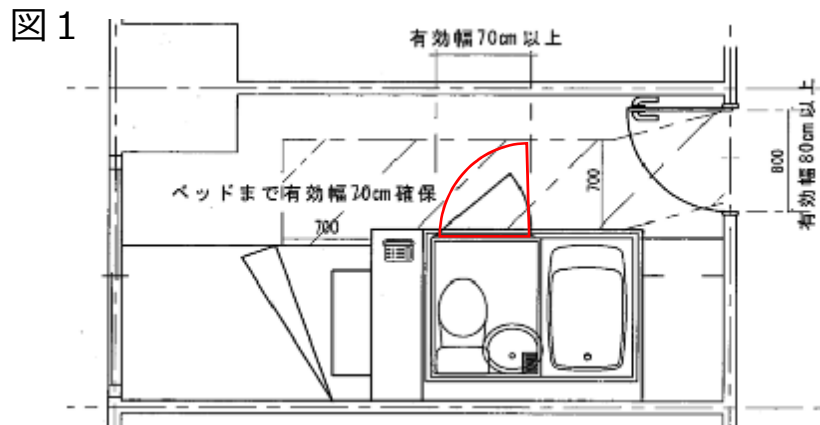
### TOTO ERV1216



資料：TOTO ユニットバスルーム カタログ 2017.7に基づき大阪府で作成

## ⑦ 車椅子方向転換スペースの確保

- 東京都は規定なし。
- Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインでは、「一般客室内に少なくとも1箇所、直径1,200mm（または1,200mm×1,200mm）のスペース確保」と規定
- 便所又は浴室等の扉が、客室出入口方向に開く場合、方向転換しないと利用困難【図1】
- 一般客室に正面から入ると、方向転換スペースがない場合、バックでは客室出入口の扉を開けられない。〔当事者ヒア〕
- 一部の車椅子使用者は、一般客室に廊下からバックで入ることもある。〔当事者ヒア〕
- 東京都の参考図では、ベッドの向きを変え窓際にもっていけば、机を置いても移乗スペース、方向転換スペースを確保できるのではないか。【図2】  
机等が可動のものかどうかということも重要。〔当事者ヒア〕



### (3) バリアフリー情報などをどのように提供するか

- 車椅子利用者用客室の情報提供を行っていないホテルが多く、電話で問い合わせしないと客室の空き状況や宿泊料金が分からない。また、一般客室を予約する場合は、扉の有効幅やベッドまでの通路幅を事前に確認している。〔当事者ヒア〕
- 車椅子利用者用客室の情報は**HP**に記載しておらず、電話での問い合わせに対応している。一般客室はネット予約だが、備考欄に車椅子使用の旨を記入してもらえれば、事前に準備して対応する。車椅子利用者用客室も**HP**に記載しネット予約が可能。一般客でも予約可能。〔ホテル事業者ヒア〕
- 事前に障がい者が使えるかどうか、選択できる情報を一元的に提供できないか。〔当事者：部会〕
- 情報提供では、知的障がい者や精神障がい者等に対しても考慮する必要がある。〔当事者：部会〕
- 備品を購入して設置、貸出することは簡単にできると思うので、義務基準とすることはできないか。〔当事者：部会〕
- 備品を購入することはマストでないが、簡単に購入できるものを一定基準を設け、補助金等を出すことで誘導できないか。〔当事者：部会〕